

# 入札公告（説明書）

令和2年3月23日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

## 第1 基本事項（調達手続の概要）

- |       |             |                                                                            |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1-1.  | 契約件名（工事名）   | 山形自動車道 山形管内橋梁補修工事                                                          |
| 1-2.  | 契約責任者       | NEXCO 東日本 東北支社長 八木 茂樹                                                      |
| 1-3.  | 契約担当部署      | NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒980-0021 宮城県<br>仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ 3階 |
| 1-4.  | 競争契約の方法     | 条件付一般競争入札                                                                  |
| 1-5.  | 競争参加資格の確認   | 事前審査方式（通知型）                                                                |
| 1-6.  | 入札の方法       | 電子入札                                                                       |
| 1-7.  | 落札者の決定方法    | 総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型【施工体制確認型併用】）                                          |
| 1-8.  | 入札前価格交渉の有無  | 無                                                                          |
| 1-9.  | 単価表の提出      | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと                                                  |
| 1-10. | 入札保証        | 不要                                                                         |
| 1-11. | 契約保証（履行ボンド） | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと                                                  |
| 1-12. | 契約書の作成      | 必要（作成方法については落札者と協議する） … 入札者に対する指示書[30]を参照のこと                               |

### 1-13. 契約図書

- (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

※本件の契約締結日は令和2年4月1日以降を予定していることから、民法改正等に伴い、中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款改正（令和元年12月）等を踏まえ、NEXCO 東日本の契約書、共通仕様書、入札者に対する指示書、様式等を変更する予定があり、変更内容が確定次第、NEXCO 東日本ホームページに掲載するので確認すること。

- |             |                                                                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①入札公告（説明書）  | 本書<br><a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ②標準契約書案     | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事契約書】を使用すること                   |
| ③入札者に対する指示書 | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【電子入札】を使用すること                      |
| ④共通仕様書      | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事共通仕様書（令和元年年7月）】を使用すること        |
| ⑤特記仕様書      | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                               |
| ⑥その他契約（発注用） | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>                                               |

図面等

- ⑦金抜設計書 <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>  
⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1 のとおり  
⑨入札書 電子入札システムの様式のとおり  
⑩単価表 ③に示す入札者に対する指示書【電子入札】指示書様式 2 のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

(4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。

(5) 契約図書の交付期間 令和元年 3 月 23 日（月）～令和元年 4 月 6 日（月）

1-14. その他 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

## 第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

### 2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 宮城県柴田郡川崎町大字今宿  
至) 山形県西村山郡西川町大字海味  
自) 山形県米沢市窪田町  
至) 山形県東根市大字羽入
- (2) 工事内容 本工事は、山形自動車道（笹谷 IC～西川 IC 間）及び東北中央自動車道（米沢北 IC～東根 IC 間）のはく落防止対策等の工事を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ひび割れ注工      | 100m                |
| 断面修復工       | 2,800L              |
| コンクリート表面処理工 | 8,800m <sup>2</sup> |
| はく落防止対策工    | 9,000m <sup>2</sup> |
| コンクリートはつり工  | 2m <sup>3</sup>     |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 660 日間

### 2-2. 間接工事費の変更について

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項を全て満たす者と

し、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。)
- (5) 審査基準日において、平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

同種工事 コンクリート構造物のコンクリート片はく落防止対策工を実施した工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めないので、入札者は、提出する同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 29・30 年度に完成した NEXCO 東日本発注工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2 年連続して）65 点未満となる者でないこと。ただし、平成 28 年度以前にあっては、「道路補修工事」、「PC 橋上部工工事」及び「鋼橋上部工工事」を上記(2)に示す工事種別とする。
  - (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。
- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
  - 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### 【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者

### 【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

## ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

## 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

| 申請書（様式）          |               |                | 記載事項                                                                                                                                                         |
|------------------|---------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 競争参加資格確認申請書（様式1） |               |                | 必要事項を記載のうえ記名すること<br>その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと                                                                                                     |
| 技術資料（様式2）        | 求める実績等<br>企業に | 企業の同種工事の施工実績   | 上記 3-1. (5)に示す「同種工事」の要件を満たす入札者の施工実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であつて、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされた工事は、企業の同種工事の施工実績として認めず、評価しない。 |
|                  |               | 同一工事種別における表彰実績 | 平成 21 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であつて、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされた                              |

|  |                                    |                                                                                                                             |
|--|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                    | 工事に係る表彰実績については、評価しない。<br>表彰実績として評価する同一工事種別は「橋梁補修工事」とする。ただし、平成 28 年度以前の表彰実績にあつては、「道路補修工事」、「P C 橋上部工工事」及び「鋼橋上部工工事」を同一工事種別とする。 |
|  | 品質管理、環境及び労働安全衛生<br>マネジメントシステムの取得状況 | 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）及び労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は OHSAS18001）の取得状況を記載すること                          |
|  | 災害時の協力実績                           | 平成 21 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること                                                                             |

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

### 3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日から令和 2 年 4 月 6 日（月）16:00 まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子入札システム

※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出することとし、提出部数は正 1 部・副 1 部とする。

※ 電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出する場合は、押印をしなければならない。

- ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

### 3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 2 年 4 月 23 日（木）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

## 第 4 総合評価落札方式

### 4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型【施工体制確認型併用】）とは、「上記 3-3. 競争参加資格確認申請において入札者から提出された技術資料に基づく技術的な評価」及び「品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認と施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）」による技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 5-3. 落札予定者の決定に示す。

### 4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は 20 点とする。

なお、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反があったとされた工事については、「企業の同種工事の工事成績」及び「企業の同一工事種別の表彰実績」における評価対象とはしない。

1) 施工の確実性等に関する技術評価点

| 評価項目                 |                |                                                                                             | 配点   |
|----------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 施工の確実性               | 企業             | 同種工事の工事成績                                                                                   | 4 点  |
|                      |                | 同一工事種別の表彰実績                                                                                 | 2 点  |
|                      |                | 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）及び労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は OHSAS18001）の取得状況 | 2 点  |
| 施工の円滑性               | 地域精通度・当社への貢献度等 | 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）                                                                     | 2 点  |
| 施工の確実性等に関する技術評価点（満点） |                |                                                                                             | 10 点 |

2) 施工体制に関する施工体制評価点

| 評価項目                |  | 配点   |
|---------------------|--|------|
| 品質確保の実効性            |  | 5 点  |
| 施工体制確保の確実性          |  | 5 点  |
| 施工体制に関する施工体制評価点（満点） |  | 10 点 |

#### 4-3. 技術評価

- (1) 契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき、下表に示す基準により技術評価を行う。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目                                                                                                            |        |                                           | 評価基準                                                                                |                                                      |                                                                             |                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 施<br>工<br>の<br>確<br>実<br>性                                                                                      | 企<br>業 | 同<br>種<br>工<br>事<br>の<br>工<br>事<br>成<br>績 | 提出された技術資料を以下の式により評価する。                                                              |                                                      |                                                                             |                                                           |
|                                                                                                                 |        |                                           | $\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績評定点}-70)}{20} \times \alpha$ |                                                      |                                                                             |                                                           |
|                                                                                                                 |        |                                           | (評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)                                                         |                                                      |                                                                             |                                                           |
|                                                                                                                 |        |                                           | <u><math>\alpha</math> : 同種工事の発注機関及び受渡し時期による係数 (下表による)</u>                          |                                                      |                                                                             |                                                           |
|                                                                                                                 |        |                                           |                                                                                     | 同種工事实績と<br>する工事の受渡<br>し日が平成 26 年<br>4 月 1 日以降の場<br>合 | 同種工事实績とす<br>る工事の受渡し日<br>が平成 21 年 4 月 1<br>日から平成 26 年 3<br>月 31 日までの間の<br>場合 | 同種工事实績と<br>する工事の<br>受渡し日が平<br>成 21 年 3 月<br>31 日以前の<br>場合 |
|                                                                                                                 |        |                                           | ① 同種工事实績が NEXCO<br>東日本、中日本高速道路<br>株又は西日本高速道路<br>株の発注工事                              | 1.0                                                  | 0.5                                                                         | 0.0                                                       |
|                                                                                                                 |        |                                           | ② 同種工事实績が上記<br>①以外の公的機関の発<br>注工事                                                    | 0.5                                                  | 0.25                                                                        |                                                           |
| ③ 上記①、②に該当しな<br>い                                                                                               | 0.0    |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ◇留意事項                                                                                                           |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。                                                                          |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ② 平成 21 年 3 月 31 日以前に受け渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない工事又は工事成績評定の無い工事の場合、評価点は 0 点とする。                                   |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ③ NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の施工実績は、企業の施工実績として認めず、評価しない。 |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ④ 公的機関とは、工事实績情報システム (以下「コリンズ」という。) において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。                                                 |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |
| ⑤ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績 (工事成績評定) である場合についてのみ評価する。                                                     |        |                                           |                                                                                     |                                                      |                                                                             |                                                           |

| 評価項目                                                                                                                      |        | 評価基準                                                               |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 施<br>工<br>の<br>確<br>実<br>性                                                                                                | 企<br>業 | 同<br>一<br>工<br>事<br>種<br>別<br>に<br>お<br>け<br>る<br>表<br>彰<br>実<br>績 | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。                                                                      |                                 |                                                         |                                  |
|                                                                                                                           |        |                                                                    |                                                                                                 | 表彰日が平成 26<br>年 4 月 1 日以降の<br>場合 | 表彰日が平成 21<br>年 4 月 1 日から平<br>成 26 年 3 月 31 日<br>までの間の場合 | 表彰日が平成 21<br>年 3 月 31 日以前の<br>場合 |
|                                                                                                                           |        |                                                                    | ① NEXCO 東日本の<br>社長表彰（工事<br>種別を問わな<br>い）、支社長によ<br>る同一工事種別<br>における優秀工<br>事等の表彰実績                  | 2 点                             | 1 点                                                     | 0 点                              |
|                                                                                                                           |        |                                                                    | ② NEXCO 東日本の<br>支社長による功<br>労表彰（工事種<br>別を問わない）<br>又は事務所長に<br>よる同一工事種<br>別における優秀<br>工事等の表彰の<br>実績 | 1 点                             | 0.5 点                                                   |                                  |
|                                                                                                                           |        |                                                                    | ③ 上記①、②に該<br>当しない                                                                               | 0 点                             |                                                         |                                  |
| ◇留意事項                                                                                                                     |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ① 表彰実績は 1 工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。                                                             |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0 点」で評価する。                                                                                 |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ③ 評価対象とする表彰は、工事を履行した事業所に対するものであることを要する。                                                                                   |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト削減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。                |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。                                                                                         |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ⑥ NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績（上記⑤を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。 |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |
| ⑦ 優秀工事等の表彰実績として評価する同一工事種別は「橋梁補修工事」とする。ただし、平成 28 年度以前の優秀工事等の表彰実績にあっては、「道路補修工事」、「P C 橋上部工工事」及び「鋼橋上部工工事」を同一工事種別とする。          |        |                                                                    |                                                                                                 |                                 |                                                         |                                  |



| 評価項目                                                                                                |                |                               | 評価基準                                                                                        |                          |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----|
| 施工の<br>確実性                                                                                          | 企業             | 品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。                                                                  |                          |     |
|                                                                                                     |                |                               | 評価基準                                                                                        |                          | 評価点 |
|                                                                                                     |                |                               | 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は OHSAS18001）の取得状況 | 左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している | 2点  |
|                                                                                                     |                |                               |                                                                                             | 左記のマネジメントシステムを1つ取得している   | 1点  |
|                                                                                                     |                |                               |                                                                                             | 左記のマネジメントシステムを取得していない    | 0点  |
| ◇留意事項                                                                                               |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ①当該工事の施工を担当する部署が上表のマネジメントシステムの取得対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムにおいて規定する事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。                                                   |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| 施工の<br>円滑性                                                                                          | 地域精通度・当社への貢献度等 | 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）       | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。                                                                  |                          |     |
|                                                                                                     |                |                               | 評価基準                                                                                        |                          | 評価点 |
|                                                                                                     |                |                               | ① NEXCO 東日本への平成 26 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合                                                  |                          | 2点  |
|                                                                                                     |                |                               | ② NEXCO 東日本への平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の災害協力実績である場合                              |                          | 1点  |
|                                                                                                     |                |                               | ③ 災害協力実績がない又は NEXCO 東日本への平成 21 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合                                     |                          | 0点  |
| ◇留意事項                                                                                               |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ①災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数工事の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い協力実績を評価対象とする。                                       |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ② NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。                                  |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ③ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。                                                     |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ④ NEXCO 東日本を除く NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。                                            |                |                               |                                                                                             |                          |     |
| ⑤ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者実績がある場合に評価する。                                                          |                |                               |                                                                                             |                          |     |

#### 4-4. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札した全ての入札者に対し、入札時に提出された単価表及び追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき、施工体制確認を実施する。

#### 4-5. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（令和元年6月24日）（以下「低入札価格調査要領」という。）1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

施工体制確認資料の提出要請は、記5-2.④の開札の後、令和2年5月13日（水）16時までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛てFAX、電子メール等により要請する。

ただし、入札者の入札価格が低入札価格調査要領2-3-1(1)1に規定する低入札価格調査の数値的判断基準価格に満たない場合は、当該入札者の施工体制を不適とするので、施工体制確認資料の提出を要請しない。

#### 4-6. 施工体制確認資料の作成

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2. (1). 1). ①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について同要領別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき同要領別紙 2「様式」を作成するものとする。なお、様式番号に対応する「添付書類」の作成及び提出の必要はないが、具体的内容の説明等のため、入札者が自主的に提出することは可能とする。

| 様式番号    | 資料名称                                                                                                                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様式 1    | <p>施工体制確認資料の提出について<br/>(留意事項)</p> <p>※「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換</p> <p>※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除</p> <p>なお、競争参加資格確認申請書に記載した代表者の記名及び押印は必須</p> <p>※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換</p> |
| 様式 3-1  | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書                                                                                                                                                                            |
| 様式 3-2  | 現場管理費の内訳書                                                                                                                                                                                           |
| 様式 4    | コスト縮減額調書                                                                                                                                                                                            |
| 様式 5    | 下請予定業者一覧表                                                                                                                                                                                           |
| 様式 6    | 配置予定技術者名簿                                                                                                                                                                                           |
| 様式 9-2  | 資材購入予定先一覧                                                                                                                                                                                           |
| 様式 10-2 | 機械リース元一覧                                                                                                                                                                                            |
| 様式 11-1 | 労務者の確保計画                                                                                                                                                                                            |
| 様式 11-2 | 工種別労務者配置計画                                                                                                                                                                                          |
| 様式 12-1 | 建設副産物の搬出地                                                                                                                                                                                           |
| 様式 12-2 | 建設副産物の搬出に関する運搬計画書                                                                                                                                                                                   |
| 様式 13   | 資材等の搬入に関する運搬計画書                                                                                                                                                                                     |
| 様式 14-1 | 品質確保体制 (品質管理のための人員体制)                                                                                                                                                                               |
| 様式 14-2 | 品質確保体制 (品質管理計画書)                                                                                                                                                                                    |
| 様式 14-3 | 品質確保体制 (出来形管理計画書)                                                                                                                                                                                   |
| 様式 15-1 | 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)                                                                                                                                                                                  |
| 様式 15-2 | 安全衛生管理体制 (点検計画)                                                                                                                                                                                     |
| 様式 17   | 施工体制台帳                                                                                                                                                                                              |

#### 4-7. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- ① 資料の提出期限 令和 2 年 5 月 18 日 (月) 16 時まで
- ② 資料の提出場所 上記 1-3. 契約担当部署
- ③ 資料の提出方法 郵送、持参又は電子メール  
 なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便に限る (提出期限までに必着のこと)。  
 持参の場合は、上記①に示す提出期限までに必着のこと。
- ④ その他 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。  
 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は 4-8. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

#### 4-8. 施工体制確認の評価 (施工体制評価点)

(1) 契約責任者は、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき実施する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目       | 評価基準                                                                                        | 配点 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 品質確保の実効性   | ①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合                                 | 5点 |
|            | ②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合                                   | 2点 |
|            | ③資料の全部又は一部未提出の場合、資料の内容に不備がある場合、品質確保に必要な費用の計上がされていない場合、入札価格が低入札価格調査要領に定める数値的判断基準価格に満たない場合    | 不適 |
| 施工体制確保の確実性 | ①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5点 |
|            | ②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合   | 2点 |
|            | ③資料の全部又は一部未提出の場合、資料の内容に不備がある場合、施工体制確保に必要な費用の計上がされていない場合、入札価格が低入札価格調査要領に定める数値的判断基準価格に満たない場合  | 不適 |

#### 4-9. 施工体制に関する評価を不適とした場合の取扱い

施工体制の評価において不適とされた場合は、当該入札者が行った入札を無効とするものとする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じないものとする。

### 第5 入札・開札・落札予定者の決定

#### 5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書             | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表             | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

#### 5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- |            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| ① 入札書の提出期限 | 令和2年5月11日（月）16時まで                                                      |
| ② 入札書の提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署                                                          |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム                                                               |
|            | ※ 入札に必要な書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。 |
| ④ 開札執行日時   | 令和2年5月12日（火）13時30分                                                     |
| ⑤ 開札執行場所   | 上記1-3. 契約担当部署                                                          |

#### 5-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点（配点20点＋定数60点）… 次を示す算式により算定する。

価格評価点（配点20点＋定数60点）＝下式A×0.5 ＋ 下式B×0.5 ＋ 定数  
なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式A} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点」とする。
2. 下式Aは小数点4位以下切り捨てとする。
3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-3に示す調査基準価格をいう。

（下式B）

$$\text{下式B} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式Bの評価は「価格評価点の配点」とする。
2. 下式Bは小数点4位以下切り捨てとする。
3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-4に示す重点調査価格をいう。

③技術評価点（配点20点）… 上記4-3.(1)及び4-8.(1)に示す評価基準により算定する。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

#### 5-4. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断し、当該入札を無効とする。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

## 第6 その他

### 6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の日から令和2年4月21日（火）16時まで
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること。  
質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Office Word 等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。

なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

#### 6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

#### 6-4. 支払条件

(1) 前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」

なお、請負代金額が 500 万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払：有 請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

#### 6-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

#### 6-6. 請負契約書第 25 条の適用

請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

#### 6-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

#### 6-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

(1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況

②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況

③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

#### 6-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

本工事の受注者が特記仕様書に定める技術者を配置するにあたり、当該技術者が以下の(1)又は(2)に該当する場合は、契約後の施工体制確認点検等でその事実を確認する。

(1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

(2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の

交付をうけていること。

#### 6-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は、施工管理業務を請け負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### 6-11. 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種

土木工事積算基準における間接工事費算定の適用工種区分： 橋梁下部工（修繕）

#### 6-12. 閲覧資料

- (1) 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

#### 6-13. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札者に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-3. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

- ①電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

#### 6-14. 入札の公正性に係る調査の実施

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

### 第 7 間接工事費の変更に関する試行

上記 2-2. に示す本件工事における間接工事費の変更に関する試行の対象項目を以下に示す。

- (1) 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費  
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- (2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上